

倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「出店者」とは、市内において、新規に店舗（支店等であるものを含む。）を開設する個人又は法人をいう。ただし、移転による店舗の開設の場合は、市外からの移転に限る。

2 この要綱において「空き家」とは、市内に存する過去に住居として利用されていた実績がある建物をいう。

3 この要綱において「空き店舗」とは、市内に存する過去に店舗として利用されていた実績がある建物をいう。

4 この要綱において「県外企業」とは、県外に本店又は本社機能を置く企業で、これまで市内に支店等を開設していない企業をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、空き家、空き店舗等の商業用としての利活用及び県外企業向けのレンタルオフィスやコワーキングスペースの整備をもって中心市街地をはじめとする市内の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、市内において、別表の第1欄に掲げる補助事業を行う同表の第3欄に掲げる事業実施主体（同表の第6欄の2に掲げる要件に該当する者を除く。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）と同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

(交付の申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、事業着手予定日の20日前までに提出しなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において、「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 別表の第1欄に掲げる家賃支援事業を申請するものに対し、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 賃借契約書の写し
- (2) 連帯保証書（様式第4号）
- (3) 誓約書（様式第5号）
- (4) 市税の滞納がないことを証明するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 別表の第1欄に掲げる店舗改装事業を申請するものに対し、規則第5条第3号の市長が必要と認

める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、空き家及び空き店舗の所有者は、様式第3号の提出を不要とする。

- (1) 改装工事に係る見積書の写し（2社以上のもの）
- (2) 改装工事に係る物件所有者の承諾書（様式第3号）
- (3) 連帯保証書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 市税の滞納がないことを証明するもの
- (6) 産業競争力強化法に定める特定創業支援等事業を受けたことの「証明書」（創業後5年未満の者に限る。）
- (7) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、市と倉吉商工会議所が策定した経営発達支援計画に基づく「事業計画」（商工会議所による事業支援計画書に類する書類も含む。）
- (8) その他実施主体の確認のために市長が適当と認めるもの

5 別表の第1欄に掲げるサテライトオフィス整備事業を申請するものに対し、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、改装する物件が自社所有の場合は、様式第3号の提出を不要とする。

- (1) 改装工事に係る見積書の写し（2社以上のもの）
- (2) 改装工事に係る物件所有者の承諾書（様式第3号）
- (3) 市税の滞納がないことを証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類
（連帯保証）

第6条 別表の第1欄に掲げるサテライトオフィス整備事業以外の事業実施主体は、補助金の交付申請に際して、連帯保証人を付すものとし、連帯保証人になろうとする者から連帯保証書を徴し、市長に提出しなければならない。ただし、連帯保証人は事業実施主体と生計を一にしない成人に限る。

2 連帯保証書は、様式第4号によるものとする。

3 市長は、前項に定める連帯保証書に記載された者が連帯保証人になることを承諾できない場合には、事業実施主体に対し、他の者を連帯保証人にするよう請求することができる。

（交付決定の時期等）

第7条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

3 補助金の交付は、同一の事業実施主体につき別表の第6欄の1に掲げる交付回数を限度とする。

（承認を要しない変更等）

第8条 規則第12条第1項の市長が指定する変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書によるものとし、必要に応じて第5条第3項及び第4項並びに第5項に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助金の増額又は2割を超える減額を伴うもの
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第9条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 支払いに係る証憑書類の写し

(2) 補助事業の事業実績が分かる図面、写真等

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

(交付額の確定の通知)

第12条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第7号によるものとする。

(財産処分の承認等)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定める耐用年数に相当する期間(同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、事業実施主体が別表の第6欄の3に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を閉店し、若しくは移転したことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、事業実施主体及び連帯保証人に対して、当該店舗における営業が継続した期間を5年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出し、期限を定めて、当該算出額の返還及び規則第23条に定める延滞金の支払いを請求するものとする。ただし、事業実施主体の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条～第7条関係)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 補助率	5 限度額	6 交付の制限
家賃支援事業	店舗賃借料(出店した日が属する月から12月を経過する月までのものに限り、敷金、礼金、共益費等の店舗賃借料に付随して必要となる経費を除く。)	小売、飲食又はサービス業を営もうとする出店者(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うものに限る。また、適正化法第2条第1	3分の2	1月につき 28,000円	1 交付回数は、1事業実施主体につき当該年度1回とする。ただし、当該年度内に店舗改装が終了し、営業が開始される場合は、出店促進事業と店舗改装事業を併用することができる。 2 次に該当する場合は、交付を受けることができない(出店者又は貸主が法人等の場合はその代表者及び役員を含む。) (1)出店者に市町村税の滞納があるとき (2)出店者が貸主の経営する会社の役員の時 (3)出店者が貸主と生計を一にする者であるとき (4)改装しようとする空き家、空き店舗を所有してから1年が経過するとき
店舗改装事業	①工事費(出店者が空き家、空き店舗に出店し営業するために資する基本的な内装及び外装の改装並びに設計に要する経費。) ②設備費(営業するために必要な物で、原則として建物に固定する備品。)	項第4号及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)、第6項から第10項までに規定する営業を除く。) 又は市長が特に認めた業種で、集客効果が見込める事業を始める出店者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する規模の者に限る。)			2分の1
サテライトオフィス整備事業	①工事費(入居に当たって必要となる内装及び外装の改装に要する経費(設計に係るものを含む。)) ②設備費(入居に当たって必要となる備品に係る経費)	市内の中小企業等のうち県外企業(ただし、情報通信業、広告業、デザイン業に限る。)向けのレンタルオフィスやコワーキングスペースの整備を行い、賃貸借等させようとするもの。ただし、入居する企業の内、全体の2分の1以下であれば県内企業の入居も可能とする。			

様式第1号（第5条、第10条関係）

倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業計画（報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施者	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

2 物件の概要

建築物の形態	<input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 空き店舗 <input type="checkbox"/> 空き店舗兼住宅 <input type="checkbox"/> その他 (空き店舗の場合、その名称：) (その他の場合、その形態：)
建築物の住所	
建築物の所有者	住所 氏名

3 補助事業の概要

補助事業の種別	<input type="checkbox"/> 家賃支援事業 <input type="checkbox"/> 店舗改装事業 <input type="checkbox"/> サテライトオフィス整備事業
事業目的	
補助事業実施期間	

4 店舗等の概要

店舗等の名称（予定）	
業種・業態	
取扱商品・提供サービス	
ターゲット・集客見込み	
セールスポイント	
地域へ波及効果	

開業予定日	
営業日・営業時間	

5 営業に係る収支見通し (□年間 □月間)

	開業当初	軌道に乗った 後	算定根拠
売上高①	万円	万円	
売上原価 (仕入れ) ②	万円	万円	
経費③	万円	万円	
人件費	万円	万円	
家賃	万円	万円	
水道光熱費	万円	万円	
その他	万円	万円	
利益 ①-②-③	万円	万円	

様式第2号（第5条、第10条関係）

倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業収支予算（決算）書

事業実施主体名 _____

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予算額 (ア)	決算額 (イ)	差引増減額 (イーア)	摘 要
計				

2 支出の部 (単位：円)

科 目	予算額 (ア)	決算額 (イ)	差引増減額 (イーア)	摘 要
計				

※摘要欄には、科目ごとの積算を明記すること。（別葉として添付可）

年 月 日

店舗改装の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所

氏 名

様

(賃借人)

住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印省略可能)

私が賃借している下記の店舗について、「倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金」の交付を受けて改装工事を行いたいので、ご承諾ください。

なお、補助金の交付条件として「改装工事を行った店舗で5年以上事業継続すること」が求められますので、賃貸借に係る期間の継続についてご協力をお願いします。

記

物件	名 称	
	所在地	

承 諾 書

上記について承諾します。

年 月 日

(賃貸人)

住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印省略可能)

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

連 帯 保 証 書

連帯保証人 住所

氏名

㊞

（自署の場合は押印省略可能）

事業実施主体_____の倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金の返還義務について、下記のとおり連帯して納付することを保証します。

記

- （1） 事業実施主体が倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付要綱第14条に該当した場合には、連帯保証人は、事業実施主体と連帯して補助金を返還する。
- （2） 当該補助金の返還が納期日までに履行されなかった場合、連帯保証人は、事業実施主体と連帯して倉吉市補助金等交付規則第23条に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付しなかった額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付する。
- （3） 連帯保証人は、交付申請額（変更交付申請額）を限度として、連帯して責任を負うものとする。
- （4） 連帯保証人の概要は次のとおりとし、変更が生じた場合は速やかに報告する。

連帯保証人

氏 名： _____

住 所： _____

電話番号： _____ - _____

事業実施主体との関係： _____

職業： _____ 年収・資力： _____円

勤務先名： _____

勤務先所在地： _____

（電話番号： _____ - _____）

（備考）

連帯保証人は、事業実施主体と生計を一にしない成人で、補助金交付見込額以上の収入を有する者、または同等の資力を有する者としてください。

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

誓約書

私はこのたび、倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金の交付申請にあたり、下記の同要綱第14条に該当した場合の補助金の返還を、ここに約束します。

万が一、期限までに補助金の返還ができなかった場合は、保証人と連帯して納付させていただくとともに、補助金の納付後、倉吉市補助金等交付規則第23条に定める延滞金についても保証人と連帯して納付いたします。

記

補助金交付見込額 _____円

倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付要綱

（補助金の返還）

第14条 市長は、事業実施主体が別表の第6欄の3に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を閉店し、若しくは移転したことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、事業実施主体に対して、当該店舗における営業が継続した期間を5年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出し、期限を定めて、当該算出額の返還及び規則第23条に定める延滞金の支払いを請求するものとする。ただし、事業実施主体の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

年 月 日

誓約者 住所

氏名

印

（自署の場合は押印省略可能）

様

倉吉市長

年度倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金については、倉吉市補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づき交付することとし、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、 事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 算定基準額 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、倉吉市補助金等交付規則及び倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

年度倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付倉 第 号で交付決定のあった倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称 倉吉市空き家空き店舗等出店活用事業費補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。